

市民会館整備基本構想・基本計画策定業務 公募型プロポーザル 実施要項

1 目的

現在の市民会館は、昭和44年4月に開館し、市民の文化の向上を図るための文化の拠点として、また、福祉の増進に資することを目的として運営されております。

しかし、建築後46年を経過しており、経年劣化による老朽化が顕著に見られ、建物や設備等の維持補修に多額の市費を投入している状況です。

そのような状況を踏まえ、市では平成25年10月に「大規模改修」又は、「建替え」を行う方針を決定したところです。

教育委員会では、「大規模改修」又は「建替え」についての方向性を決定し、現状や課題等を総合的に調査・検討しながら、時代のニーズに合わせて指宿市にふさわしい市民会館を整備するため、「市民会館運営協議会」における検討委員会等を開催するとともに、市民会館整備基本構想・基本計画を策定することとしました。

本プロポーザルは、これらを踏まえ関係者の意見調整を適切に行いながら、魅力ある市民会館整備を具現化できる優れたアイデアと高い技術力を有する設計者を選定するために実施するものです。

2 事業概要

(1) 業務委託名

市民会館整備基本構想・基本計画策定業務

(2) 業務内容

市民会館整備基本構想・基本計画策定業務特記仕様書による

(3) 業務委託期間

契約締結日から平成28年3月18日までとします。

3 選定方法

公募によるプロポーザル方式とし、2段階の選定方式とします。

第一次審査は、書類審査により第二次審査で技術提案書を求める5者程度を選定します。第二次審査は技術提案書の審査とヒアリングを行い、最優秀者及び優秀者をそれぞれ1者選定します。

4 参加条件

本プロポーザルは、設計共同体で応募するものとし、応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者としてします。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する1級建築士事務所登録をしていること。
- (2) 設計統括責任者が建築士法第2条に規定する1級建築士の資格を有すること。
- (3) 平成26・27年度指宿市競争入札参加資格者名簿に「建築設計」で登録があり、入札参加資格を有する者の内、一級建築士が3名以上勤務していること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては更正手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (6) 参加申込時において国又は鹿児島県及び指宿市の指名停止期間でないこと。
- (7) 設計者に選定された場合、取組体制に記載された設計統括責任者及び各担当者が当該業務を遂行可能であること。
- (8) 設計共同体の構成員（代表者を含む）の 1 者は、鹿児島県内に本社を置くものであること。
- (9) 設計共同体の構成員（代表者を含む）の 1 者が、固定席 500 席程度以上の劇場・音楽堂等のホールを設計した実績があること。（設置主体の公・民は問いません）
- (10) 統括設計責任者又は意匠設計担当者が、劇場・音楽堂等のホール（固定席あり）又は集会場等（固定席なし）を設計した実績があること。（設置主体の公・民は問いません）
- (11) 設計共同体の構成員は、本プロポーザルにかかる他の応募者の共同体の構成員と重複しないこと。（機械設備・電気設備・音響設備・舞台設備等の協力事務所においてはこの限りではない。）

5 プロポーザル参加表明について

(1) 参加表明

本プロポーザルの参加表明は「参加表明書」（様式 1）により行うこと。

(2) 提出期限

平成 27 年 7 月 21 日（火）17 時 00 分必着

(3) 提出先

指宿市 教育部 社会教育課 管理係

住 所 〒891-0403 鹿児島県指宿市十二町 2290 （時遊館 Cocco はしむれ内）

電 話 0993-23-5100 FAX 0993-23-5000

E メール kyoiku-shakai@city.ibusuki.lg.jp

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書（様式 1）
- ② 業務実施体制調書（様式 4）
- ③ 事務所の同種・類似業務実績調書（様式 5）
- ④ 予定技術者の経歴・業務実績等（様式 6）
- ⑤ 協力事務所調書（様式 7）
- ⑥ 市民会館整備基本構想・基本計画策定業務にあたっての基本方針（様式 8）
- ⑦ 設計共同体結成届出書（様式 9）

(5) 提出部数 3 部

(6) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は一般書留、簡易書留又は配達記録郵便のいずれかとし、提出期限までに必着とする。）

※ 参加表明（応募）についての説明会は開催しません。

(7) 参加辞退申出について

参加表明した設計者が辞退する場合は「参加辞退申出書」(様式2)により行うこと。

- ① 提出期限 平成27年7月24日(金)17時00分(必着)
- ② 提出先 5-(3)に記載の事務局
- ③ 提出方法 郵送又は持参(郵送の場合は、提出期限までに必着とする。)
- ④ その他 辞退した場合でも不利益な扱いを受けることはありません。

6 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の提出物の内容

技術提案書は、一提案者につき一案とし、技術提案提出書(様式10)及び必要書類を提出すること。

必要書類の内容及び条件等は、別紙「技術提案書作成要領」による。

- (2) 提出期限 平成27年7月27日(月)17時00分必着
- (3) 提出先 5-(3)に記載の事務局
- (4) 提出部数 10部
- (5) 提出方法 郵送又は持参

7 質疑

(1) 本プロポーザル、本要項及び別紙「技術提案書作成要領」に関して質疑がある場合は、質疑書(様式3)を提出すること。

- ① 提出先 5-(3)に記載の事務局
- ② 提出期限 参加表明に関すること 平成27年7月13日(月)
上記以外のこと 平成27年7月21日(火)
(受付は、土日・祝祭日を除き8時30分~17時00分までとする。)
- ③ 提出方法 電子メールに限る。(送信後に電話で確認すること。)

(2) 質疑に対する回答

参加表明に関すること 平成27年7月15日(水)まで
上記以外のこと 平成27年7月23日(水)まで
(全員に電子メールにて回答します。)

8 審査の方法

(1) 審査委員会

選定にかかる審査は、市役所関係者等により組織された審査委員会が、選定基準に基づいて行う。

(2) 一次審査

参加した提案者からの提出書類を用いての審査において、5者程度を選定する。

(3) 二次審査

一次審査において選定された提案者について、審査委員会において技術提案書の審査とヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者(次点)をそれぞれ1者選定します。

(4) ヒアリング

- ① 実施日 平成27年8月11日(火)を予定

- ② 実施場所 指宿市市役所を予定
- ③ 出席者 総括設計責任者を含む3名以下とします。
- ④ その他 時間等詳細については、別途通知します。

9 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、応募者全員に文書で通知します。
- (2) 審査結果の電話等による問い合わせは不可とします。
- (3) 通知の予定
 - ① 一次審査の結果 平成27年8月上旬を予定
 - ② 二次審査の結果 平成27年8月中旬を予定

10 業務の委託

本委託業務について、最優秀提案者と契約の交渉を行うものとします。

また、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の優秀提案者と契約の交渉をするものとします。

本業務の業務委託料については、本市の算定した予定価格以内の額とし、随意契約により業務委託契約を締結するものとします。

11 留意事項について

- (1) 本プロポーザルに関する提出物の作成費用など、応募に要した費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類等は、理由の有無を問わず返却しません。
- (3) 提出された書類の著作権は提案者に帰属します。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用する事ができるものとします。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の提出期限以後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。
- (7) 様式第3号に記載した配置技術者は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であることの承認を得るものとします。